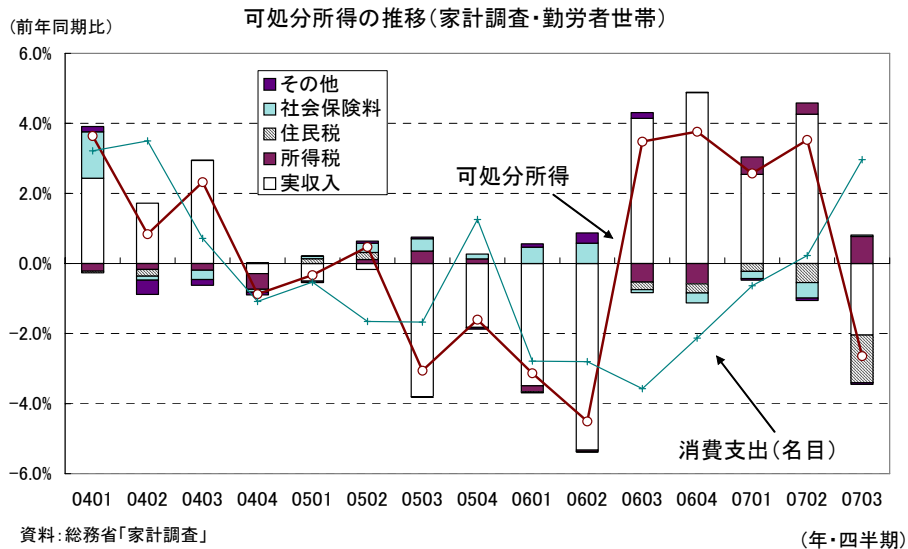


# Weekly エコノミスト・レター

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

## 2008 年度税制改正と来年度の家計の負担

1. 2008 年度税制改正において検討される項目のなかで、家計への影響が大きいものとしては、証券税制の軽減税率の存続に関する問題が挙げられる。
2. 証券税制の軽減税率については、譲渡益は 08 年末、配当は 09 年 3 月末で期限切れになる。しかし、サブプライムローン問題により、金融市場の混乱が懸念されている現在の状況下で、制度の廃止を決定するのは、やや難しいと考えられる。
3. 2007・08 年度に実施が決定している制度改正だけに限っても、それによる家計の負担増は、2007 年度で約 1.5 兆円、2008 年度は約 1.3 兆円（いずれも労使合計）と試算される。所得の伸びが低迷するなかでは、決して軽視できない規模であると考えられる。
4. 今後も、所得の伸びが低迷していく状況が続けば、家計の負担は 2008 年前半にかけて重くなっていくため、消費を大きく低迷させる原因となる可能性もでてくるだろう。このような、制度改正による負担増の影響も、今後の景気や消費を停滞させるリスク要因として、注視しておく必要がある。



研究員 篠原 哲 (しのはら さとし) (03)3512-1838 shino@nli-research.co.jp

ニッセイ基礎研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 3F TEL:(03)3512-1884

ホームページアドレス: <http://www.nli-research.co.jp/>

## <2008 年度税制改正と来年度の家計の負担>

### ●2008 年度税制改正の論点

(消費税率の引き上げの議論は来年度以降に持ち越し)

昨年末に与党から公表された「税制改正大綱」では、「平成 19 年度を目処に、消費税を含む税法の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく」と明記されており、当初は、今年末の 2008 年度税制改正で、税率の引き上げに向けた議論が開始される予定となっていた。しかし、7 月の参院選で自民党が大敗したことに加え、参議院の第一党となった民主党が、消費税率の据え置きをマニフェストに明記していることもあり、政府も 2008 年度税制改正において、消費税の増税を決定することは見送る方針である。

2008 年度税制改正では、本来、議論の焦点となるはずであった消費税の問題が、来年度以降に先送りされたこともあり、「証券優遇税制」の存続、地方法人二税の分配方法などを中心に、小規模な増減税を伴う改正が検討されるに留まりそうだ。

また、今回の税制改正では、参議院の過半数を野党が占めているという、現在の「ねじれ国会」による影響も注目される。上記の、証券税制の軽減税率や、道路特定財源の暫定税率などは、租税特別措置法により適用期限が定められているが、適用期限までに措置法が改正されなければ、これらの特別措置は効果を失うことになるためだ。このように、今回の税制改正の行方は、国会の情勢にも強く左右されることになるが、このことが家計や企業の税負担に影響を及ぼす可能性があることも留意しておく必要がある。

以下では、2008 年度税制改正の論点を踏まえつつ、制度改正による来年度の家計部門への影響について簡単にまとめてみたい。

#### (証券優遇税制の撤廃に関する議論)

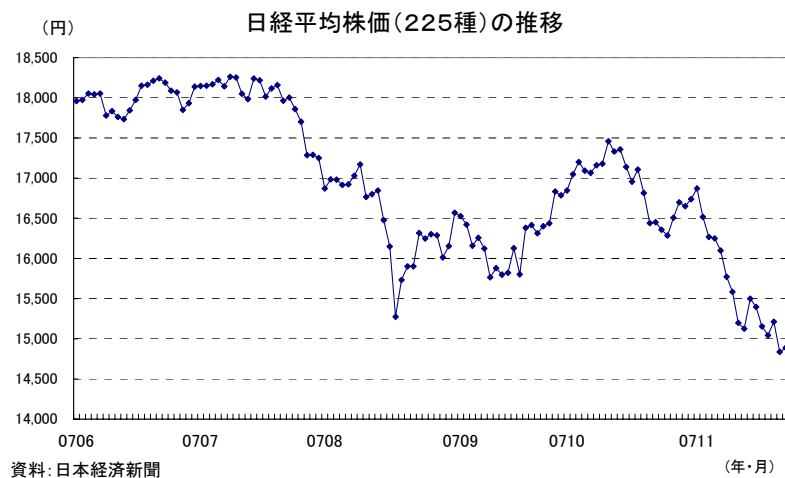
今回の税制改正で検討される項目のなかで、家計への影響が大きいものとしては、証券税制の軽減税率の存続に関する問題が挙げられる。

証券税制の軽減税率については、上場株式の譲渡益と、配当課税にかかる税率が、本来の 20% から 10% に軽減されているが、この措置は来年度末（譲渡益は 08 年末、配当は 09 年 3 月末）で期限切れになる。

軽減税率は、日経平均株価が 7000 円台まで落ち込んでいた 2003 年に、配当などにかかる税率を軽減することで、個人の金融資産を株式投資に向けさせ、株式市場を活性化させる目的のもと、期限付きで導入された制度である。軽減税率は 2007 年度末で期限切れとなるはずであったが、株式市場への影響や「貯蓄から投資への流れ」が不完全であるという意見もあり、2007 年度税制改正で、1 年間、優遇措置が延長されたという経緯がある。なお、軽減措置による減税規模については、報道などでは約 5000 億円程度とする見方がある。

証券税制の優遇措置については、株式市場への悪影響を懸念する向きから、与党からは引き続き制度の延長を要望する声がある一方で、民主党などは制度を「高所得者への優遇措置」と批判しており、期限の延長には反対している。

筆者は、何らかの軽減措置自体は、今回の改正でも延長される可能性が高いと見ている。足元では、サブプライムローン問題により、金融市場の混乱が懸念されている状況にある。日経平均株価も、7月以降は低下傾向にあり、11月21日には14,838円まで下落した。さらに、株価の下落傾向が続くだけでなく、来年には、総選挙が実施される可能性も高まるなかでは、与野党ともに制度の延長を選択する可能性もあるのではないだろうか。



金融商品のなかで株だけが優遇されるという点については、やはり不公平感があり、ゆくゆくは軽減税率も見直されるべきと考えられるが、現在は、制度の廃止を決定するには、やや難しいタイミングであると考えられる。軽減措置については、今回の改正でも延長され、将来的に、金融所得課税の一体化へと移行する際に廃止されるということで、決着となる可能性もあると考えられる。

### ●2008年度における制度改正による家計への影響（マクロベース）

～2007年度+1.5兆円・2008年度+1.3兆円の負担増（労使合計）と試算

2008年度税制改正で議論される、証券税制の軽減税率の問題等が、最終的にどのような形で決着するかは、現段階では不透明な点もある。しかしながら、来年には総選挙が実施される可能性が高いことや、与党と野党の税制改正についてのスタンスに、大きな差があるなかでは、今回の改正で、大規模な負担の増減を伴う改正が決定される可能性は低いと考えられる。

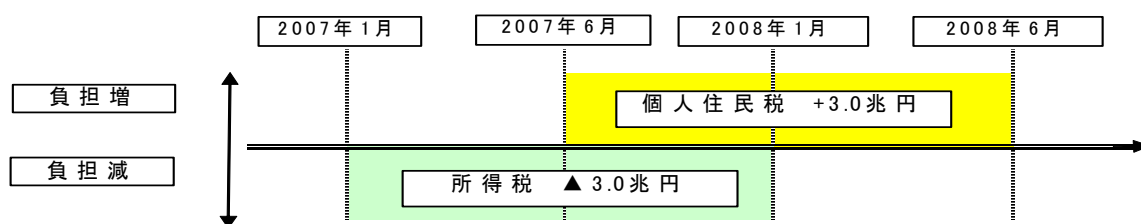
来年度の家計にとって影響が大きいのは、むしろ昨年までの税制改正等で、すでに決定している制度改正である。以下では、これらの制度改正が、足元から来年度の家計に及ぼす影響について

て簡単に整理してみる。

まず、税制関連では2007年1月から、定率減税の廃止と、「三位一体の改革」における国から地方への税源移譲に関連した、所得税と住民税の税率変更という二つの改正が実施されている。定率減税の廃止による家計の税負担増（平年度ベース）は、所得税で約1.3兆円、住民税では約0.4兆円規模となる。

税源移譲については、約3兆円規模の税源が所得税から住民税に移譲される関係で、2007年より所得税と住民税の税率の変更が実施されている<sup>1</sup>。この改正により、平年度では所得税は3兆円の税収減（減税）となり、住民税は3兆円の税収増（増税）となるため、制度を通じれば家計負担の増減は生じない。ただし、所得税の税率は2007年1月から変更されるのに対し、住民税の変更は2007年6月分からであり、家計にとって負担の影響が表面化する時期は、所得税と住民税で異なる。このため、税源移譲により、マクロの家計部門では、所得税の税率変更の影響が先に表面化するため、2007年1月～5月については前年に比べ税負担が減少するが、2007年6月～08年5月については、住民税の税率変更による影響で、住民税負担が増加することになる。

### 税源移譲のイメージ



税源移譲と、定率減税の廃止による影響を合計した、2007・08年度における家計の税負担の変動を試算してみると、2007年度の家計の税負担は、対前年度比で約1.5兆円の増加となる。2008年度については、住民税の定率減税の廃止と税源委譲による負担増が、2008年5月まで続くことになるため、この影響により、税負担は前年度よりも約0.6兆円の増加となるが見込まれる。

（年金保険料の引き上げと、雇用保険料の引き下げによる影響）

社会保障制度でも家計負担の増減を伴う制度改正がすでに決定されている。

2004年の年金改革では、2017年にかけて、年収の18.30%にまで厚生年金保険料率を引き上げ、以降はそれを上限として料率が固定されることが決定された。このため2007・08年度における年金保険料率の引き上げによる影響は、国民年金や共済をも合わせると、各年とも労使合計では約6500億円（対前年）の負担増、雇主の負担分を除いた、雇用者の負担だけでは約3500億円の負担

<sup>1</sup> この際、所得税と個人住民税を合計した世帯ベースの税負担額は、税率変更前から増加しないように調整され、制度を通じれば家計負担の増減は生じないことになる。具体的には現在5%、10%、13%の3段階で設定されている住民税率は10%に一本化され、逆に10%、20%、30%、37%の4段階で設定されている所得税率は5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階に変更されることになる。

増となる。

2007年度については、雇用保険料の引き下げも実施されたため<sup>2</sup>、社会保障制度改正による家計の負担は、労使合計および、雇用者負担のみで見た場合ともに、対前年度での増減はほぼゼロとなるが、2008年度については、雇用保険の引き下げによる影響がなくなる反面、年金保険料の引き上げは、引き続き実施されるため、労使合計で約6500億円、雇用者負担のみでは約3500億円の社会保障の負担増が見込まれる。

税・社会保障制度改正による家計負担の変動（対前年）

(兆円)

		2006年度	2007年度	2008年度
所得税	税源移譲	-0.4	-2.6	
	定率減税半減・廃止	1.3	1.1	
	合計	0.9	-1.5	
住民税	税源移譲		2.5	0.5
	定率減税半減・廃止	0.3	0.4	0.1
	その他	0.1		
	合計	0.5	2.9	0.6
税合計		1.4	1.5	0.6
社会保障 (労使合計)	年金(共済・国民年金も含む)	0.7	0.7	0.7
	介護保険	0.2		
	雇用保険		-0.7	
	合計	0.9	0.0	0.7
負担合計(労使合計)		2.3	1.5	1.3

注：住民税における各月の定率減税の廃止による影響額は、単年に年間の1/12倍としている  
資料：財務省、総務省よりニッセイ基礎研究所作成

結果として、2007年度における税と社会保障を合わせたマクロベースの家計の負担増は、労使合計で対前年度比+1.5兆円、2008年度については同+1.3兆円の増加となる。また、雇主負担を除いた、雇用者負担のみに限れば、2007年度の負担増は同1.5兆円、2008年度は同0.9兆円となる見込みである。

●制度改正による消費への影響

(2007・08年度の負担増は軽視でない規模)

以下では、2007・08年度における家計への負担増が、消費に与える影響について考えてみる。雇用者報酬は、四半期ベースでは伸びが鈍化する傾向が続いており、2007年7-9月期についても前年比0.1%とほぼ横ばいにとどまっている。夏季賞与も前年比▲1.1%と減少しており、家計の所得環境は低調な状況にある。

当研究所では、2007年度の雇用者報酬は前年比0.4%の増加に留まるものと予測している。2008年度については、高齢化の進展による労働市場の逼迫により、賃金上昇圧力も徐々に高まること期待されることもあり、雇用者報酬の伸びは前年度比1.1%まで改善すると予測するが、賃金の

<sup>2</sup> 2007年度の雇用保険は、労使合計では約6500億円、雇用者負担だけで約3000億円程度、前年度よりも負担が軽減されている。

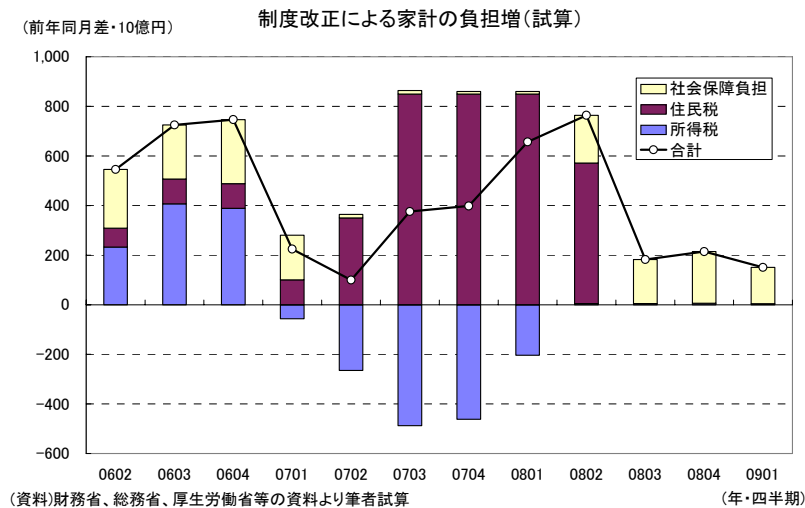
伸びが大きく高まる状況は期待しにくいと考えている。

一方、家計部門における負担増は、労使合計では 2007 年度で約 1.5 兆円、2008 年度は約 1.3 兆円と試算されるが、これはそれぞれ雇用者報酬の対前年で 0.5% 程度の規模となる。雇用者報酬の伸びが低迷するなかでは、来年度にかけての負担増は、決して軽視できない規模と言える。

(負担増のピークは 2008 年前半)

制度改正による消費への影響という観点から、懸念すべき点は、先にも見たように所得税、住民税、社会保障の制度改正が実施される時期は各制度で異なるため、2007 年前半には負担が軽減される反面、2007 年後半から 08 年前半にかけて、負担増の影響が表面化してくることだ。

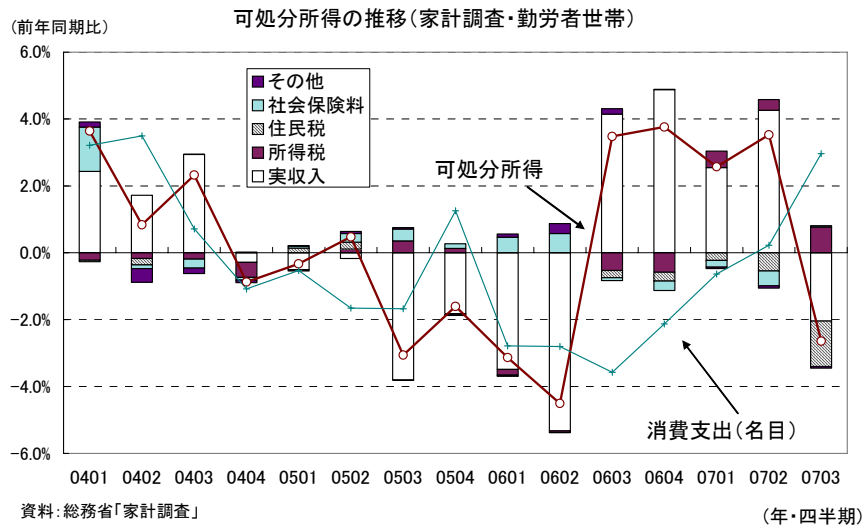
制度変更に伴う家計の負担増の推移を四半期ごとに試算してみると、2007・08 年に実施される制度改正による影響が、負担増として表面化する時期は、2008 年前半がピークとなると考えられる。



年末にかけての 2008 年度税制改正において、証券税制の優遇措置などの問題が、どのように決着するかは現段階では不透明な面もあるが、すでに 2007・08 年度に実施されることが決定されている制度改正だけに限っても、それによる家計の負担増は、所得の伸びが低迷するなかでは、軽視できない規模であると考えられる。

家計調査によると、2007 年 7-9 月期における勤労者世帯の消費支出(名目)は、前年同月比で 3.0% の増加となったが、可処分所得は同▲2.6% の減少となっており、消費の増加は所得の伸びを伴ったものではない。特に、税源移譲による減税の効果もあり、7-9 月期の所得税の可処分所得に対する寄与度は+0.8% となっているが、6 月から定率減税の廃止と税源移譲による増税が実施された住民税の寄与度は▲1.5% と可処分所得を押し下げる方向に働いている。

先に示したように、2008 年 1 月以降は税源移譲による所得税の減税効果がなくなることから、制度改正による所得の押し下げ効果は、今後、さらに大きくなると考えられる。



今後も、所得の伸びが低迷していく状況が続けば、家計の負担は2008年前半にかけて重くなっていくため、消費を大きく低迷させる原因となる可能性もでてくるだろう。このような、制度改革による負担増の影響も、今後の景気や消費を停滞させるリスク要因として、注視しておく必要がある。

(参考) 標準世帯における 2007・2008 年の税・社会保険料負担額

参考として、以下では標準的な 4 人家族世帯（有業の世帯主、専業主婦、子供が 2 人の 4 人家族。なお子供の 1 人は特定扶養控除に該当とする。）の、2007・08 年における年間の税・社会保険料負担額の試算結果を掲載する。

消費税については、家計調査を用いて、可処分所得の水準に対応する消費性向（消費税抜き）を試算し、そこから得られた消費支出額に、税率 5% を掛けることで算出した（試算の詳細はニッセイ基礎研究所・経済調査レポート NO2007-8「消費税の引き上げによる世帯負担額の試算」に掲載）。2008 年の消費税負担額が若干減少しているのは、厚生年金保険料の引き上げにより、08 年の可処分所得が減少することにより、世帯が消費支出を減らすと仮定したためである。

また、近年の社会保障制度改正により、家計の社会保険料控除は拡大傾向が続いているが、同控除については本試算では一定とするのではなく、年収から推計される実際の社会保険料負担額を用いている。世帯構成や制度改正等の前提条件は次ページに掲載している。

2007年の負担額

年収	2007年度分 (万円)				2008年度分 (万円)	
	所得税	個人住民税	社会保険負担	負担計	消費税 税率5%	負担計 (参考)
300	0.0	0.9	38.2	39.1	7.0	46.0
400	1.9	6.0	50.0	57.9	9.0	66.9
500	5.2	12.5	64.7	82.4	10.8	93.2
600	8.6	19.4	77.8	105.8	12.6	118.4
700	14.6	27.8	89.6	132.1	14.3	146.4
800	22.4	35.6	101.8	159.8	15.9	175.7
900	37.2	43.5	113.1	193.8	17.3	211.1
1000	53.0	51.4	124.0	228.4	18.7	247.1
1100	70.7	60.1	131.0	261.8	20.0	281.8
1200	88.6	69.1	136.3	294.0	21.4	315.3
1300	107.4	77.8	144.5	329.7	22.6	352.3
1400	127.9	86.7	150.4	364.9	23.8	388.7
1500	150.6	95.6	156.2	402.4	24.9	427.3

※所得税と社会保険負担は1月～12月分  
住民税については6月～翌年の5月分

2008年の負担額

年収	2008年度分 (万円)				2009年度分 (万円)	
	所得税	個人住民税	社会保険負担	負担計	消費税 税率5%	負担計 (参考)
300	0.0	0.9	38.6	39.5	6.9	46.4
400	1.9	5.9	50.6	58.4	9.0	67.4
500	5.2	12.5	65.4	83.0	10.8	93.8
600	8.5	19.4	78.7	106.6	12.6	119.2
700	14.5	27.8	90.6	132.9	14.3	147.2
800	22.3	35.6	102.9	160.8	15.9	176.6
900	37.0	43.4	114.3	194.7	17.3	212.1
1000	52.8	51.3	125.3	229.4	18.7	248.1
1100	70.4	60.2	132.3	262.8	20.0	282.8
1200	88.3	69.1	137.5	295.0	21.4	316.4
1300	107.1	77.8	145.8	330.7	22.6	353.3
1400	127.6	86.7	151.6	366.0	23.8	389.7
1500	150.2	95.6	157.5	403.3	24.9	428.1

※所得税と社会保険負担は1月～12月分  
住民税については6月～翌年の5月分

2008年の負担増加額(対前年)

年収	2007年度分 (万円)				2008年度分 (万円)	
	所得税	個人住民税	社会保険負担	負担額	消費税 税率5%	負担計 (参考)
300	0.0	▲ 0.0	0.4	0.4	▲ 0.0	0.4
400	▲ 0.0	▲ 0.0	0.5	0.5	▲ 0.0	0.5
500	▲ 0.0	▲ 0.0	0.7	0.7	▲ 0.0	0.6
600	▲ 0.0	▲ 0.0	0.8	0.8	▲ 0.0	0.8
700	▲ 0.1	▲ 0.0	1.0	0.9	▲ 0.0	0.8
800	▲ 0.1	▲ 0.0	1.1	1.0	▲ 0.0	1.0
900	▲ 0.2	▲ 0.0	1.2	1.0	▲ 0.0	0.9
1000	▲ 0.3	▲ 0.0	1.3	1.0	▲ 0.0	1.0
1100	▲ 0.3	0.0	1.3	1.0	▲ 0.0	1.0
1200	▲ 0.3	0.0	1.3	1.0	▲ 0.0	1.0
1300	▲ 0.3	0.0	1.3	1.0	▲ 0.0	1.0
1400	▲ 0.3	0.0	1.3	1.0	▲ 0.0	1.0
1500	▲ 0.4	0.1	1.2	0.9	▲ 0.0	0.9

※所得税と社会保険負担は1月～12月分  
住民税については6月～翌年の5月分



### 試算の前提とした世帯条件

**年齢** 43歳  
**収入** 年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給  
 なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。  
**家族構成** 妻(無給)、子供2人(17歳と10歳)

#### 社会保険料

政府管掌健康保険  
 介護保険第2号  
 厚生年金  
 雇用保険  
 以上が毎月の給与・賞与から控除される。  
 ただし、雇用保険以外の保険料は翌月徴収とする。

#### 所得税・個人住民税

● 諸控除等  
 基礎控除  
 社会保険料控除  
 扶養控除  
 特定扶養控除  
 配偶者控除

均等割 4000円

### 試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2007 1月	所得税 (定率減税の廃止) (税源移譲に伴う、税率の改定)	雇用保険 (保険料の変更)
4月		
6月	住民税 (定率減税の廃止) (税源移譲に伴う、税率の改定)	
10月		厚生年金 (保険料の変更)
2008 10月		厚生年金 (保険料の変更)

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

(Copyright ニッセイ基礎研究所 禁転載)